

リコー三愛グループ損害保険にご加入の皆さま
<保険種目：傷害総合保険>

損害保険ジャパン株式会社
企業営業第四部第二課

リコー三愛グループ損害保険 改定のご案内

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、弊社では 2023 年 10 月 1 日以降に満期を迎えるご契約より改定を行いますため、**2024 年 8 月 10 日補償開始の
リコー三愛グループ損害保険の住宅内生活用動産（家財）補償の補償内容が改定になります。**
改定に伴う変更内容については下記にてご案内いたしますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。
末筆ではございますが、お客さまの今後益々のご繁栄を心より祈念申し上げます。

敬具

記

【住宅内生活用動産（家財）補償の改定内容】

補償内容の変更と直近の収支状況に応じて、一部の加入タイプの保険料改定を行います。
また、下記の表の通り、改定前の被保険者および生活用動産の所有者の範囲は、本人型、夫婦型、家族型でそれぞれ異なっておりました。改定後につきましては型を問わず、被保険者および生活用動産の所有者の範囲を「本人、本人の配偶者、本人またはその配偶者の同居の親族、本人またはその配偶者の別居の婚姻歴のない子」に統一します。
また、補償の対象となるのは、登録の住所の建物に収容されている生活用動産にかざりますので、ご自宅を登録した場合、単身赴任先・就学に伴う下宿先等の生活用動産は補償の対象外となります。

	改定前	改定後
被保険者	個人型：本人 夫婦型：本人、本人の配偶者 家族型：本人、その配偶者、 本人またはその配偶者の同居の親族、 別居の婚姻歴のない子	①本人 ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の婚姻歴のない子
補償の対象	上記の被保険者、または被保険者と 生計を共にする親族が所有する生活用動産  ※個人・夫婦・家族型問わず	上記の被保険者①～④が所有する生活用動産  別居の婚姻歴のない子 ※個人・夫婦・家族型問わず
動産を収容 している建物 の所在地	個人型：被保険者の居住の用に供される住宅 夫婦型：被保険者の居住の用に供される住宅 （自宅+単身赴任先等） 家族型：被保険者の居住の用に供される住宅 （自宅+単身赴任先+就学に伴う下宿先等）  ご自宅 単身赴任先・就学に伴う下宿先等	被保険者の居住の用に供される 登録の住所 の建物（個人・夫婦・家族型問わず）  ご自宅 単身赴任先・就学に伴う下宿先等 登録の住所の建物のみ対象 例：ご自宅を登録した場合、単身赴任先・就学に伴う下宿先は対象外

このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

以上

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社
企業営業第四部第二課
TEL：03-3231-2491
（平日 9:00~17:00）

取扱代理店

リコークリエイティブサービス株式会社
ライフサポート事業部
TEL：03-3777-4273
（平日 10:00~12:00・13:00~15:00）



補償の
詳細は
こちら